

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第31回）

日時：令和2（2020）年12月24日（木）

12：30～

場所：県庁3階 大会議室

議事次第

1 開会

2 議題

新型コロナウイルス感染症対策について

3 閉会

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第31回）出席者

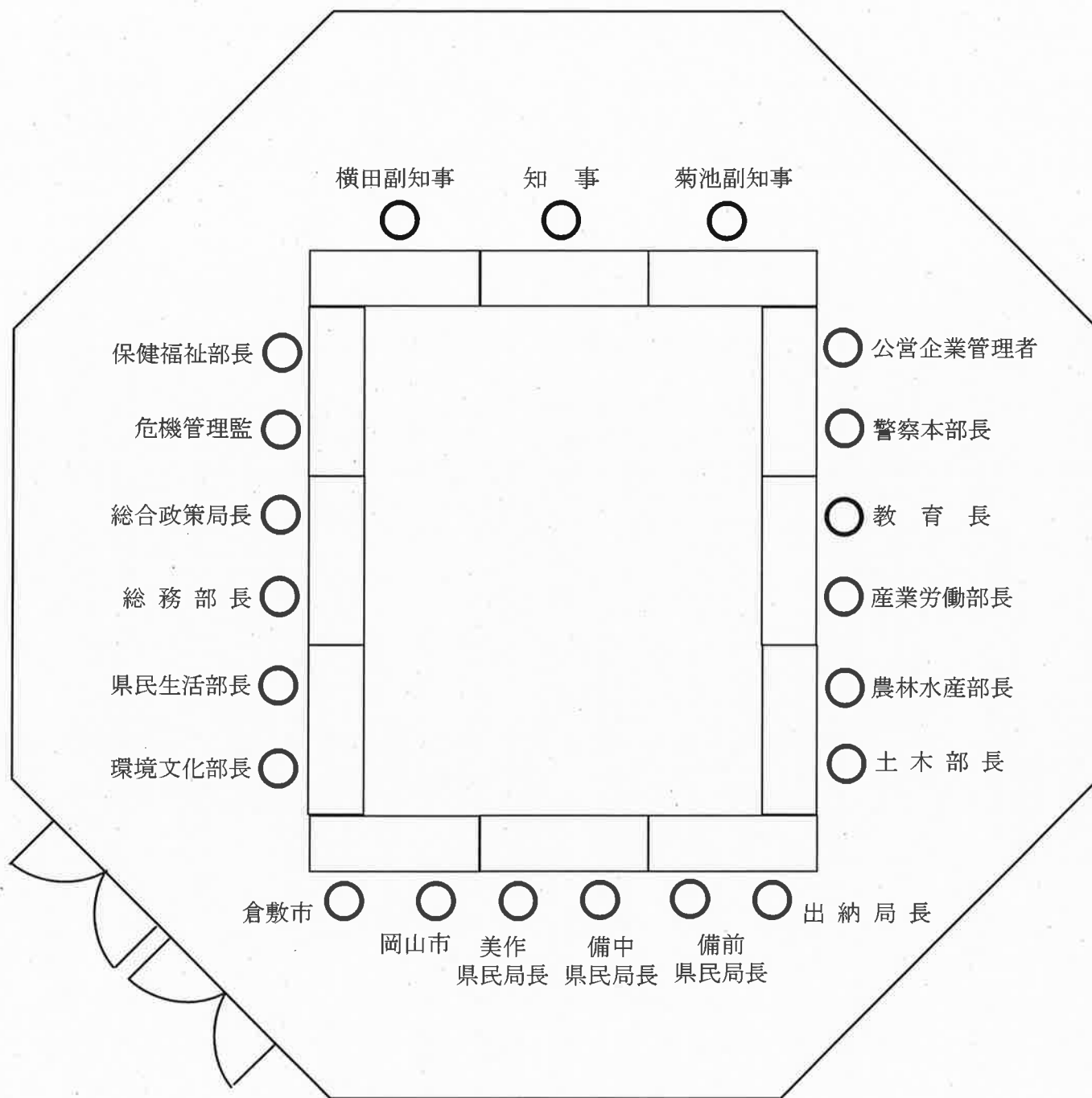
日時：令和2（2020）年12月24日（木）

12：30～

場所：県庁3階 大会議室

| 出席者 | 備考 |
|------------|-------|
| 知事 | 本部長 |
| 副知事 | 副本部長 |
| 副知事 | 〃 |
| 危機管理監 | 本部員 |
| 総合政策局長 | 〃 |
| 総務部長 | 〃 |
| 県民生活部長 | 〃 |
| 環境文化部長 | 〃 |
| 保健福祉部長 | 〃 |
| 産業労働部長 | 〃 |
| 農林水産部長 | 〃 |
| 土木部長 | 〃 |
| 出納局長 | 〃 |
| 備前県民局長 | 〃 |
| 備中県民局長 | 〃 |
| 美作県民局長 | 〃 |
| 公営企業管理者 | 〃 |
| 教育長 | 〃 |
| 警察本部長 | 〃 |
| 岡山市保健福祉局長 | 本部員以外 |
| 倉敷市保健福祉局参与 | 〃 |

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



新型コロナウイルス感染症対策について

○ 保健福祉部関係

- ・ 年末年始の医療体制

直近1週間の岡山県の状況 (12/17~12/23)

◎国のステージ移行の指標及び目安 (ステージⅢの指標)

| 指標 | 医療提供体制等の負荷 (※1) | | 監視体制 | 感染の状況 | | | |
|---|---|---|---|----------------------------|-------------------------------|---|-----|
| | ①病床のひっ迫具合 | | | ④新規報告数 | ⑤直近一週間と 先週一週間の比較 | ⑥感染経路 不明割合 | |
| | 病床全体 | うち重症者用病床 | | | | | |
| ・最大確保病床数の 占有率 1/5以上 | ・最大確保病床数の 占有率 1/5以上 | ・現時点の確保病床数の 占有率 1/4以上 | ②療養者数 人口10万人当たり の全療養者数 15人 以上 ※入院者+自宅・ 宿泊療養者数 | ③PCR陽性率 10% | 15人 /10万人 /週 以上 | 直近一週間が 先週一週間より 多い | 50% |
| 該当 38.9% 156床/401床 | 非該当 21.6% 8床/37床 | 該当 20.32人 (384人) | 非該当 8.1% 266/3,302 (※2) | 該当 15.93人 | 該当 169人→301人 | 非該当 19.6% 59/301 | |

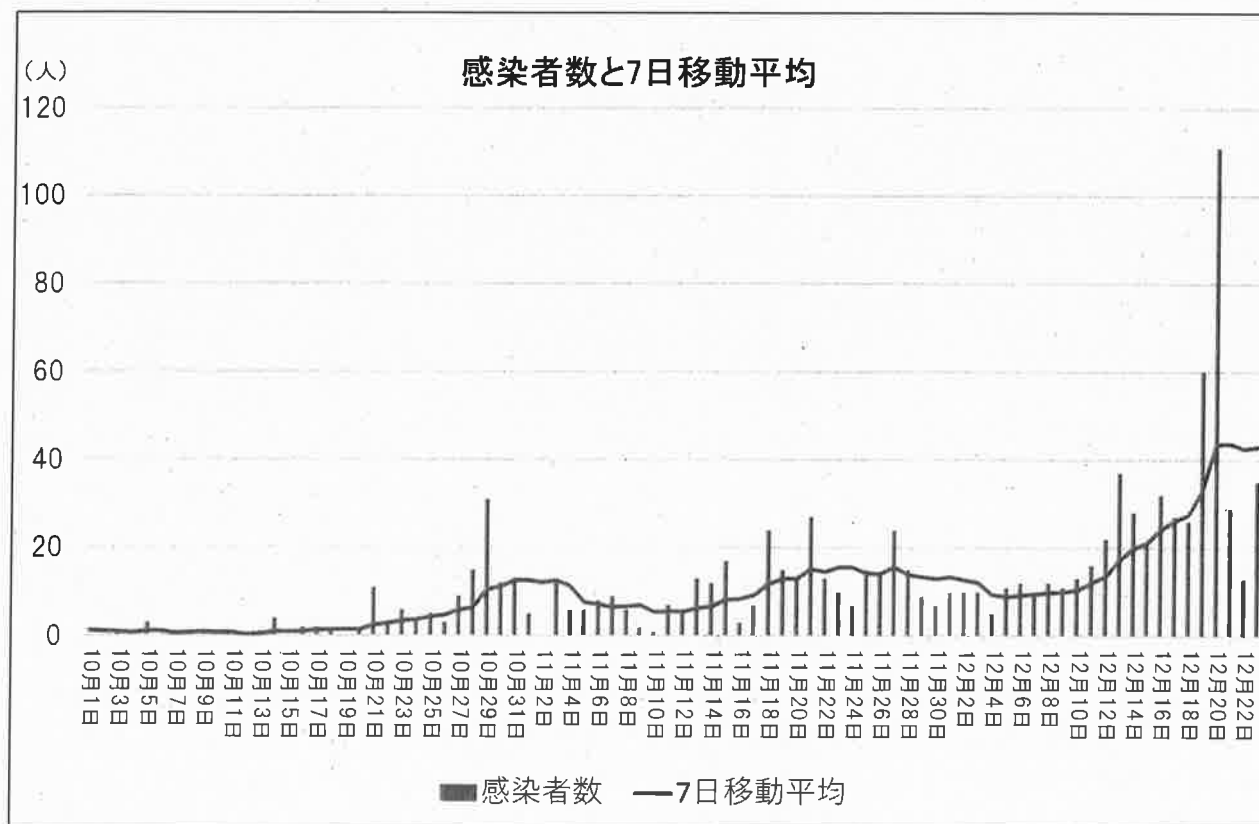
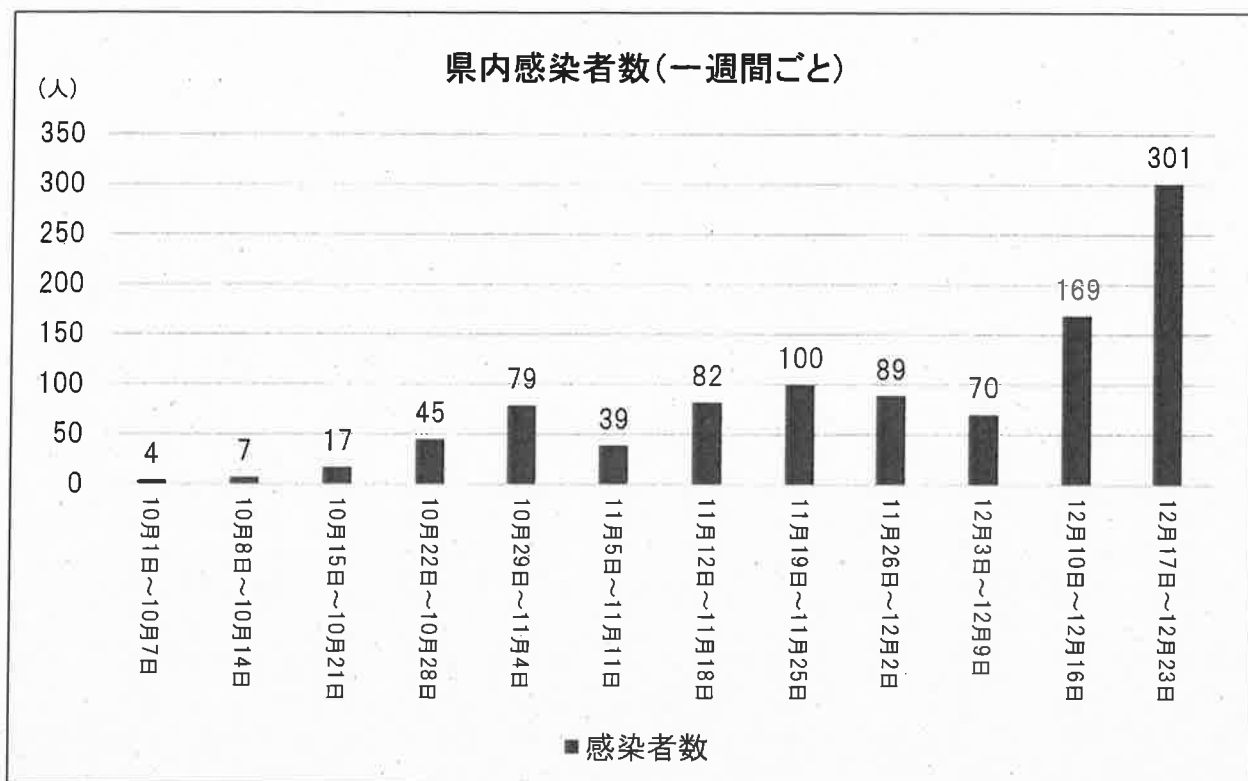
(※1) 医療提供体制は12月22日時点の状況

(※2) 「PCR陽性率」欄の分母(検査数)は、12月22日までに医療機関から報告があった検査数

該当
51.7%
156床/302床

※ 増床していなかった場合の病床占有率

新型コロナウイルス感染症に係る県内の状況



岡山県クラスター発生状況

R2. 12. 23時点

| 県内クラスター | 市町村 | 発生機関 | 発表日 | 人数 |
|---------|-----|-------------|--------|----|
| 1例目 | 岡山市 | 接待を伴う飲食店 | 7月19日 | 6 |
| 2例目 | 岡山市 | 接待を伴う飲食店 | 7月25日 | 8 |
| 3例目 | 岡山市 | 飲食店 | 8月5日 | 5 |
| 4例目 | 岡山市 | 事業所 | 10月21日 | 6 |
| 5例目 | 津山市 | 医療機関 | 10月22日 | 24 |
| 6例目 | 総社市 | 高齢者入所施設 | 10月23日 | 11 |
| 7例目 | 津山市 | 飲食店 | 10月25日 | 5 |
| 8例目 | 勝央町 | 事業所 | 10月30日 | 30 |
| 9例目 | 津山市 | 学校 | 11月4日 | 6 |
| 10例目 | 美咲町 | 高齢者通所施設 | 11月14日 | 5 |
| 11例目 | 津山市 | 高齢者入所施設 | 11月18日 | 5 |
| 12例目 | 岡山市 | 接待を伴う飲食店 | 11月18日 | 8 |
| 13例目 | 岡山市 | 接待を伴う飲食店 | 11月21日 | 12 |
| 14例目 | 美作市 | 医療機関 | 11月24日 | 9 |
| 15例目 | 岡山市 | 接待を伴う飲食店 | 11月27日 | 6 |
| 16例目 | 岡山市 | 接待を伴う飲食店 | 11月27日 | 9 |
| 17例目 | 倉敷市 | 飲食ができるカラオケ店 | 12月11日 | 12 |
| 18例目 | 倉敷市 | 飲食ができるカラオケ店 | 12月12日 | 7 |
| 19例目 | 倉敷市 | 飲食ができるカラオケ店 | 12月13日 | 25 |
| 20例目 | 岡山市 | 訪問看護ステーション | 12月13日 | 7 |
| 21例目 | 倉敷市 | 高齢者福祉施設 | 12月16日 | 7 |
| 22例目 | 倉敷市 | 知人間の会食 | 12月16日 | 6 |
| 23例目 | 岡山市 | 医療機関 | 12月16日 | 6 |
| 24例目 | 岡山市 | 会社 | 12月17日 | 73 |
| 25例目 | 真庭市 | 高齢者通所施設 | 12月18日 | 7 |
| 26例目 | 倉敷市 | 高齢者福祉施設 | 12月18日 | 56 |
| 27例目 | 津山市 | 高齢者入所施設 | 12月20日 | 9 |
| 28例目 | 倉敷市 | 高齢者福祉施設 | 12月20日 | 5 |
| 29例目 | 津山市 | 学校 | 12月23日 | 6 |

岡山県医療非常事態宣言

令和2年12月21日
岡山県

新型コロナウイルス感染症の拡大が止まりません。12月だけでも500人近くの新規陽性者、12件の集団感染(クラスター)が発生しました。

病床を確保すべく医療機関には最大限の努力をいただいているところですが、もう余力はありません。医療従事者も疲弊しています。

感染しても入院できるとは限りません。年末年始はさらに厳しくなります。

医療体制の崩壊を防ぎ、県民の皆様の命を守るため、ここに「岡山県医療非常事態宣言」を発令し、全ての県民の皆様のご協力をお願いします。

- 一人ひとりが最大限の感染防止対策をとらない限り、感染は止まりません。高齢者に接する人は、特に気をつけてください。
- 高齢者は、無防備に人と接することを避けてください。
- 感染防止対策が不十分な宴会、飲食、カラオケは止めてください。
- 事業を継続するためにも、体調不良の人は休ませてください。
- 事業所、店舗は、再度感染防止対策を点検してください。

(例)

| リスクが高い行動 | リスクの低い行動 |
|------------------------------|--|
| 同僚と飲酒を伴う宴会をする | オンライン飲み会をする |
| 二次会、三次会と飲みに歩く | 家族とレストランで食事をする |
| 友人と密な空間でカラオケを楽しむ みんなで合唱する | 友人と近隣の公園を散歩する 友人と近隣のショッピングモールを歩く 友人と映画館や図書館に行く |
| 友人とゴルフをする(食事付き) | 現地集合で、友人とゴルフ(食事なし) |

※他人に近くで口を見せないようにすれば、比較的リスクの低い行動がとれます。

年末年始の帰省や初詣、成人式に関するお願い

- 1 この時期の帰省は、リスクが高いです。以下の3つの条件を満たしてください。
 - (1) 年末年始の帰省前2週間まで会食を制限するなど、感染症対策に留意すること
 - (2) 症状がないこと
 - (3) 帰省後は、家族以外での会食を控えること
- 2 帰省や初詣は、交通機関の混雑による「3密」を避けるため、時期をずらすことも検討してください。
- 3 県外から帰省される子どもさんやご家族がおられる方は、帰省する際の注意を呼びかけてください。
- 4 成人式が開催される場合、感染リスクが高まるため、飲酒を伴う懇親会は控えてください。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に 向けた市町村との協議会の設置について（案）

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについては、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について（中間とりまとめ）」（令和2年9月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会）において、国民への円滑な接種を実施するため、国の主導的役割、広域的視点、住民に身近な視点から、今後具体的な検討を進め、必要な体制の確保を図ることとされている。

また、12月18日には、新型コロナウイルスワクチンが実用化された際に早期に接種を開始できるよう、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として準備を予め進めていくべき事項や、ワクチン接種円滑化システムの概要について、国から説明があったところである。

このため、県内での新型コロナワクチン接種開始に備え、ワクチンの運搬や保存、接種方法などを協議するため、県と市町村との協議会の設置を市町村に提案することとする。

○名称 「岡山県新型コロナウイルスワクチン接種体制確保協議会」（仮称）

○構成 県及び27市町村

○県及び市町村の事業内容

1 市町村において実施する体制確保事業

- ①人的体制の整備
- ②予防接種台帳システム等のシステム改修
- ③接種券（クーポン券）等の印刷・郵送準備
- ④接種の実施体制の確保
- ⑤相談体制の確保

2 県において実施する体制確保事業

- ①広域での接種の実施体制の確保に係る調整
- ②医療従事者等への接種の実施体制の確保
- ③新型コロナウイルスワクチン流通調整の準備
- ④専門的相談体制の確保

発熱外来（診療・検査医療機関）の年末年始の診療体制について

令和2年12月23日現在

| 市町村名 | | 12/29 火 | 12/30 水 | 12/31 木 | 1/1 金 | 1/2 土 | 1/3 日 |
|------|-------|------------|------------|------------|----------|----------|----------|
| 岡山市 | | 23 | 9 | 14 | 14 | 11 | 6 |
| 倉敷市 | | 13 | 10 | 9 | 5 | 5 | 4 |
| 備前 | 玉野市 | 2 | 1 | | | | |
| | 瀬戸内市 | 4 | 3 | 3 | 2 | 3 | 2 |
| | 吉備中央町 | 1 | | 1 | | | |
| 東備 | 赤磐市 | | | | | | |
| | 和気町 | 2 | 1 | | 1 | | |
| | 備前市 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 備中 | 総社市 | 5 | 2 | 3 | 2 | 1 | 2 |
| | 早島町 | 2 | | | | 1 | |
| 井笠 | 笠岡市 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 里庄町 | 1 | | 1 | | | |
| | 浅口市 | 1 | 1 | | | | |
| | 矢掛町 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 井原市 | 3 | 2 | 2 | 3 | 1 | 1 |
| 備北 | 高梁市 | 3 | 2 | 1 | 3 | 3 | 4 |
| 新見 | 新見市 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 真庭 | 真庭市 | 2 | 2 | 3 | 2 | 3 | 2 |
| | 新庄村 | | | | | | |
| 美作 | 津山市 | 12 | 7 | 5 | 6 | 4 | 4 |
| | 鏡野町 | | | | 1 | 1 | |
| | 美咲町 | | | | 1 | | |
| | 久米南町 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 勝英 | 美作市 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 勝央町 | | | | | | |
| | 奈義町 | | | | | | |
| | 西粟倉村 | | | | | | |
| 計 | | 82 | 48 | 48 | 46 | 39 | 31 |

発熱や風邪のときは 「かかりつけ医」等に ご相談を!

風邪・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症は、いずれも発熱や咳など初期症状が似ています。こうした症状がある場合は、無理をして学校や職場等に行かないようにして、「発熱外来」で相談・診療・検査をしてもらいましょう。

必ず
電話予約をし
マスクをして
受診してください



発熱や咳などの症状が出た場合



かかりつけ医がいる場合

かかりつけ医に電話相談

(かかりつけ医が発熱外来である場合と
そうでない場合があります。
そうでない場合も紹介してもらえます。)

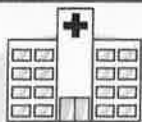
かかりつけ医がない場合

県ホームページでさがす
又は
受診相談センターに電話相談

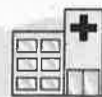
(裏面に受診相談センター一覧表)

必ず事前に電話をして予約の上、受診してください

発熱外来（発熱患者等の診療・検査医療機関）



県内に480を超える発熱外来があります。
(このうち、ホームページに掲載しているのは、約120医療機関)



受診する発熱外来をさがす方法

かかりつけ医をお持ちの方は、まずはかかりつけ医にご連絡ください。
かかりつけ医をお持ちでない方や、対応できない時間帯の場合は、下記を参照してください。

岡山県ホームページ

岡山県 新型コロナ



受診相談センター（保健所）

※平日の場合（9:00～17:00）

| センター（保健所）名 | 所管区域 | 電話番号 | FAX番号 |
|------------|-------------------------|--------------|--------------|
| 岡山市保健所 | 岡山市 | 086-803-1360 | 086-803-1337 |
| 倉敷市保健所 | 倉敷市 | 086-434-9819 | 086-434-9805 |
| 備前保健所 | 玉野市、瀬戸内市、 吉備中央町 | 086-272-3934 | 086-271-0317 |
| 備前保健所 東備支所 | 赤磐市、和気町、備前市 | 0869-92-5180 | 0869-92-0100 |
| 備中保健所 | 総社市、早島町 | 086-434-7072 | 086-425-1941 |
| 備中保健所 井笠支所 | 笠岡市、里庄町、浅口市、 矢掛町、井原市 | 0865-69-1675 | 0865-63-5750 |
| 備北保健所 | 高梁市 | 0866-21-2836 | 0866-22-8098 |
| 備北保健所 新見支所 | 新見市 | 0867-72-5691 | 0867-72-8537 |
| 真庭保健所 | 真庭市、新庄村 | 0867-44-2990 | 0867-44-2917 |
| 美作保健所 | 津山市、鏡野町、美咲町、 久米南町 | 0868-23-0163 | 0868-23-6129 |
| 美作保健所 勝英支所 | 美作市、勝央町、奈義町、 西粟倉村 | 0868-73-4054 | 0868-72-3731 |

受診相談センター
（休日）

TEL:086-226-7925 ※土曜・日曜・祝日の場合（8:00～18:00）
FAX:086-226-7957 （担当医療機関へ転送）

一般相談窓口
（24時間対応）

TEL:086-226-7877 ※夜間の場合
FAX:086-225-7283 健康相談はできません。受診案内のみ。

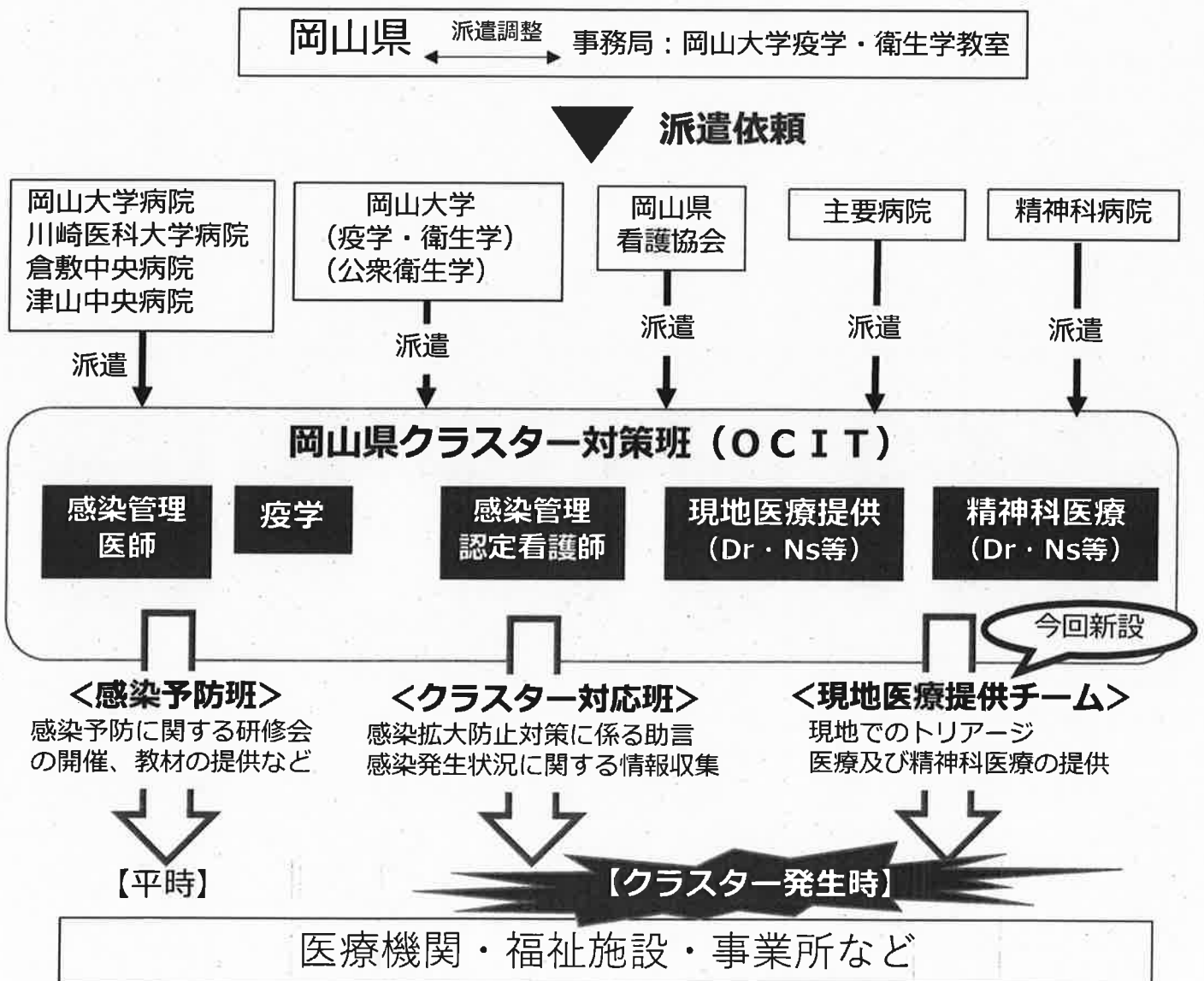
オーシット 岡山県クラスター対策班（OCIT）の拡充について

本年9月、医療機関、福祉施設、事業所等においてクラスターが発生した場合などに、速やかに感染拡大防止対策を講じられるよう、感染症対策に係る専門家（医師・看護師等）によるクラスター対策班と感染予防班を編成し、クラスター発生施設への支援や助言、研修会の開催等を行ってきたところである。

このたび、県内の主要病院及び精神科病院の協力を得て、新たに現地医療提供チームを編成し、発生施設においてトリアージや医療、精神科医療を提供できる体制を整備し、クラスター施設への医療支援を行うこととした。（いわば感染症版DMAT）

これにより、感染者の入院調整に時間を要する場合でも、一時的に施設での入所継続を行うことも可能となる。

なお、今後、この専門家チームを岡山県クラスター対策班（^{オーシット}OCIT：Okayama COVID-19 cluster Intervention Team）と呼称することとする。



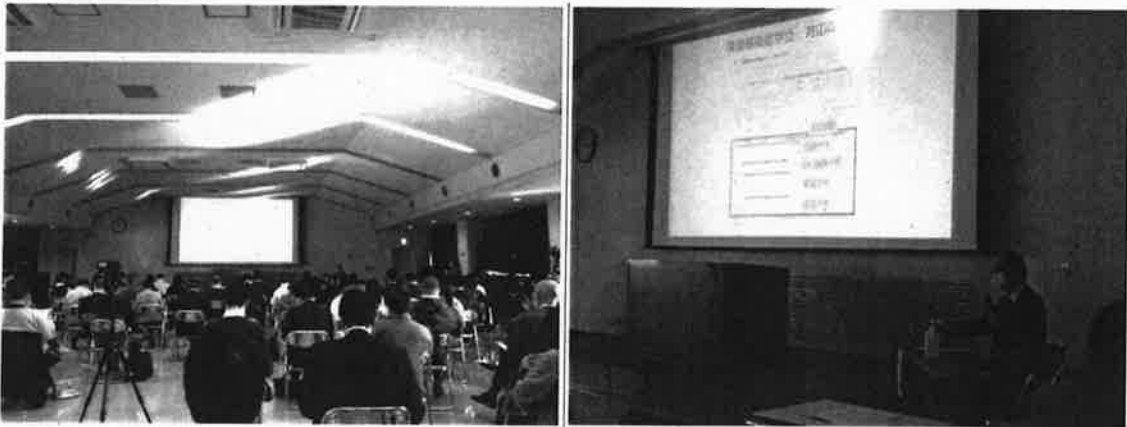
岡山県クラスター対策班の活動事例について

活動の例1：感染予防班による事業所向け研修会

11月25日に実施した美作地区事業所等に対する感染予防研修会にて岡山県クラスター対策班感染予防班専門家が講師をつとめ、事業所における感染対策や事前計画策定等に関する研修を行った。

その内容については、晴れの国おかやまチャンネル(Youtube)に掲載している。

(参考:①<https://youtu.be/kdTQmd2NEOM>、②https://youtu.be/UP96Cz7X_0o、③<https://youtu.be/d8jXhVbjESY>、④<https://youtu.be/gIRIPbkBDg8>)



活動の例2：クラスター対応班・現地医療提供チームによる活動

12月20日、県内の福祉施設で発生したクラスター事例について、施設において感染拡大防止対策に係る助言を行うとともに、現地での医療の提供を実施した。



クラスターを発生させないための取組（事業者）

「岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る県民の皆様への協力をお願い」より抜粋

- ◎ 基本的な感染防止対策は次のとおりです。
 - ・ こまめな手洗いの奨励
 - ・ 法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
 - ・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
 - ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
 - ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
 - ・ イベント前後の感染防止の注意喚起 など
- ◎ 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止策の徹底をお願いします。
- ◎ 「もしサポ岡山」への登録や参加者名簿の作成など、連絡先を把握するなどの対応を行うようお願いいたします。
- ◎ 職員の健康管理（有症状者の自宅待機など）と体調不良を申し出しやすい環境づくりに努めるとともに、職員に発熱や風邪のような症状がある場合は、必ず休ませ、業務に携わらせないでください。

クラスターを発生させないための取組（高齢者福祉施設）

「岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る県民の皆様への協力をお願い」より抜粋

- ◎ 入所者・利用者の健康管理（毎日の検温の実施と記録、有症状者の通所サービス利用の制限など）
- ◎ 職員の健康管理（有症状者の自宅待機など）と体調不良を申し出しやすい環境づくり
- ◎ 入所者や職員に発熱等の症状が出た場合の速やかな受診、検査の徹底
- ◎ 飲食時や休憩室などでの他の職員との一定間隔の確保
- ◎ 複数の職員が共有するものの定期的な消毒
- ◎ 面会はパーティションやオンラインなどを活用
- ◎ ケアやリハビリテーション等における「3つの密」を避ける取組
- ◎ 流行地からの訪問者との接触を避けるよう、利用者や職員に周知徹底
- ◎ 通所サービスなどについては、一人の利用者が接触する者（他の利用者や職員）をできるだけ限定するよう、曜日や時間帯でグループを固定するといったサービス利用や職員配置を工夫

クラスターが発生した場合の対応（高齢者福祉施設）

厚生労働省事務連絡 R2.5.4 「介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について」より抜粋

感染した者が発生した者が発生した場合には、保健所の指示に従うとともに、協力医療機関にも相談し、管理者及び医師が中心となり、以下の取組を徹底する。

①情報共有・報告等の実施

②消毒・清掃等の実施

③積極的疫学調査への協力等

保健所の指示に従い、濃厚接触者となる入所者等の特定に協力すること。その際、可能な限り入所者等のケア記録や面会者の情報提供等を行うこと、疑い事例や濃厚接触者の調査等については、保健所の指示に従うこと。

④濃厚接触者等への適切な対応の実施

⑤入院調整中の感染者等への対応

入所者に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、高齢者は原則入院することとなること。ただし、地域の発生及び病床等の状況によっては、入院調整までの一時的な期間について、都道府県の指示により、介護老人保健施設等で入所継続を行う場合があり得ること。

施設内で一時的に入所継続を行う場合には、感染の拡大を防止するため、保健所の指示に従って対応することとし、（中略）を参考としつつ、特に以下のような点について留意すること。

(i) 生活空間等の区分け（ゾーニング）等 (ii) 入所者の健康管理について (iii) 情報の共有

新型コロナウイルス感染症対策に係る岡山県の対応について

1 対応状況

(1) 一般電話相談

県民からの不安など一般的な相談を、専用の電話相談窓口を設置し対応している。
相談件数（1月6日～12月22日）

| | 相談件数 |
|-------------|---------|
| 累計 | 76,218件 |
| 令和2年12月（再掲） | 5,902件 |

(2) 新型コロナウイルス受診相談センターへの相談

感染の疑いのある方を診療体制等の整った医療機関につなぐための調整を行っている。

相談件数（2月7日～12月22日）

| | 相談件数 |
|-------------|---------|
| 累計 | 24,537件 |
| 令和2年12月（再掲） | 3,404件 |

(3) 検査体制等

県環境保健センターでPCR検査を実施するとともに、民間検査機関や医療機関、大学等においてもPCR検査等を実施しており、引き続き検査体制の強化に努めていく。

①検査能力（12月22日時点） 8,120件/日

②検査実績（2月1日～12月22日報告分）

| | 検査数 | 陽性者数 | 陽性率 |
|-------------|---------|--------|------|
| 累計 | 31,225人 | 1,124人 | 3.6% |
| 令和2年12月（再掲） | 9,469人 | 525人 | 5.5% |

※ 上記のほか、県外からの依頼により行った検査数 88人

③屋外検体採取センター（3か所：岡山市内、倉敷市内、津山市内）

(4) 医療体制

①診療・検査医療機関（12月22日時点）

発熱患者等の相談又は診療・検査可能な医療機関を「診療・検査医療機関」として指定し、インフルエンザ流行期において発熱患者等が、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関等を相談・受診し、必要に応じて検査を受けられる体制を確保している。

医療機関数 487機関

②入院病床の確保（12月22日時点）

今後の感染症患者数の増加を見据えて、協力医療機関の確保及び特別な配慮が必要な医療提供体制の整備に努めていく。

医療機関数 42機関
入院病床数 401床（うち重点医療機関6機関87床）

③宿泊療養施設 1施設（207室）

入所実績 248人（7月28日～12月22日）

④人工呼吸器（県内保有数） 517台

⑤ECMO（県内保有数） 28台

⑥アビガン等の使用可能医療機関 27機関

（5）医療機関、福祉施設等へのマスク等の配布

県が備蓄したものや、国から提供を受けたものを医療機関、福祉施設等へ順次配布している。

①医療機関等への配布

サージカルマスク 3,866,800枚
N（KN）95マスク 370,446枚
ガウン 1,304,027枚
フェイスシールド 574,240個
非滅菌手袋 8,338,400枚

②高齢者施設等

サージカルマスク 542,000枚
消毒液 14,997リットル

③障害者施設等（医療的ケア児等のある家庭を含む）

サージカルマスク 286,000枚
消毒液 3,821リットル

④児童福祉施設等（保育所、放課後児童クラブ、児童養護施設等）

サージカルマスク 93,050枚
布製マスク 9,000枚
手指消毒用エタノール 3,500リットル

（6）生活費の支援

①生活福祉資金貸付費

休業や失業を余儀なくされた方々の生活再建のための貸付を行っている。

25,310件 8,938,181千円（3月25日～12月12日）

②住居確保給付金

休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれのある方等に代わり、家賃の代理納付を行っている。

1,570件 134,588千円（4月20日～11月30日）

(7) 慰労金・支援金の支給

医療、介護、障害の各分野に、従事者への慰労金と感染拡大防止に向けた支援金の支給を行っている。

6,792件 13,118,230千円(8月～11月交付決定分)

(内 訳)

| | | | |
|-----|-----|--------|-------------|
| 医療分 | 慰労金 | 2,553件 | 7,598,367千円 |
| | 支援金 | 1,161件 | 1,455,691千円 |
| 介護分 | 慰労金 | 1,505件 | 2,233,848千円 |
| | 支援金 | 739件 | 1,173,065千円 |
| 障害分 | 慰労金 | 500件 | 485,963千円 |
| | 支援金 | 334件 | 171,296千円 |

(8) 「もしサポ岡山」の利用状況

県内の施設・イベント会場において、QRコードを活用し、感染者と接触した可能性のある方にLINEメッセージで注意喚起等を行う。

①施設等へのQRコード発行件数 3,926件(8月12日～12月22日)

②利用者のQRコード読取回数 15,692回(8月12日～12月22日)

県内で確認された新型コロナウイルス感染者(12月23日時点)

(単位:件)

| 合計 | 入院中 (病床使用率) | | 宿泊療養施設 に入所中 | 自宅療養中 | 退院等※ | 死亡 |
|-------|----------------|---|----------------|-------|------|----|
| | うち重症者 | | | | | |
| 1,159 | 156 (38.9%) | 8 | 68 | 160 | 762 | 13 |

※ 退院基準を満たして退院した者及び解除基準を満たして宿泊療養・自宅療養を解除された者

(参考) これまでの経緯

- 1月7日(火) 保健所及び県医師会・県病院協会等へ注意喚起
- 30日(木) 「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置
- 2月4日(火) 「一般電話相談窓口」の設置
- 7日(金) 「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の設置
- 19日(水) 「新型コロナウイルスに係る中小企業支援機関の情報共有会議」の開催
- 28日(金) 国から学校の臨時休業の要請を受け、県の方針を決定(県立学校の休業を決定)
- 3月6日(金) 高知県で岡山県在住の患者確認を受け、対応方針を確認
- 22日(日) 岡山市在住の患者確認・公表(岡山県内1例目)
- 26日(木) 特措法の規定に基づく「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置
- 4月7日(火) 特措法の規定に基づく「緊急事態宣言」の発出
- 15日(水) 県南の県立学校57校の休業を決定
- 16日(木) 特措法の規定に基づく緊急事態宣言の区域を全都道府県へ変更
- 17日(金) 岡山県緊急事態措置の決定、県内の県立学校69校の休業を決定
- 20日(月) 「新型コロナウイルス感染症対策調整本部」の設置
- 24日(金) パチンコ店、県外観光客の多い旅館及びホテル等の営業自粛のお願い
- 28日(火) 県内の県立学校69校の休業の延長を決定
- 5月1日(金) 屋外検体採取センター(岡山市内)の設置
- 4日(月) 特措法の規定に基づく緊急事態宣言の期間を延長
- 5日(火) 岡山県緊急事態措置の変更(期間延長)
- 14日(木) 緊急事態宣言の区域変更(岡山県を含む39県の除外)
- 15日(金) 軽症者等の宿泊療養施設の運用開始(倉敷市内) ~ 7月31日
- 21日(木) 緊急事態宣言の区域変更(近畿地方3府県の除外)
- 25日(金) 緊急事態宣言の全面解除
- 6月1日(月) まん延防止と社会経済活動の維持の両立に向けた取組への移行(ステップ①)
- 19日(金) まん延防止と社会経済活動の維持の両立に向けた取組への移行(ステップ②)
- 7月10日(金) まん延防止と社会経済活動の維持の両立に向けた取組への移行(ステップ③)
- 26日(日) 軽症者等の宿泊療養施設の運用開始(岡山市内) ~ 10月31日
- 8月12日(水) 「もしサポ岡山」の運用開始
- 28日(金) 「ダメ! コロナ差別」啓発キャンペーンの開始
- 9月29日(火) 感染防止対策に係る専門家チームの派遣開始
- 10月1日(木) 肺炎球菌ワクチン及びインフルエンザワクチン接種支援事業の開始
- 28日(水) 軽症者等の宿泊療養施設の運用期間の延長(岡山市内) ~ 1月31日
- 11月2日(月) 発熱患者等「診療・検査医療機関」及び「受診・相談センター」の運用開始
- 27日(金) 福祉施設関係団体の職員応援派遣に関する覚書の締結